

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算示達
がなされることを条件とするものです。

令和7年3月28日

支出負担行為担当官

札幌開発建設部長 桑島 正樹

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

総合水防演習運営計画作成

(令和8年度 石狩川総合水防演習(仮称))に係る演習全体計画、演習実施
要領案等の各種資料の作成)

(2) 業務内容

ア 計画準備

イ 演習全体計画作成

ウ 演習実施要領素案等作成

エ 演習説明資料案作成

オ 演習会場配置図素案作成

カ 報告書作成

(3) 履行期間 令和7年5月21日から令和8年3月19日まで

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に 該当しない者であること。

(2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」 において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有す る者であること(ただし、地方自治体を除く。)

なお、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受
けていること。

(3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 業務実績に関する要件

平成26年度以降に完了した以下に示す実績を有すること。

同種業務：1級河川(国管理区間)の水防演習の検討に関する業務(役務)

(5) 技術者等に関する要件

配置予定技術者の資格等

提案者は、①のいずれかの資格及び②の〔1〕の実績(1件以上)を有する者を管
理技術者として配置できること。

① 資格

- ・技術士（総合技術監理部門（建設））
- ・技術士（建設部門）
- ・土木学会認定土木技術者資格制度における特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者
- ・R C C M

② 実績（平成26年度以降に完了した業務等）

〔1〕同種業務：一級河川（国管理区間）における水防演習の検討に関する業務（役務）

- (6) 企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態を継続している者でないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目

北海道開発局札幌開発建設部契約企画課上席専門官（調達スタッフ）

電話：011-611-0269（内線3283） 電子メール：hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年3月28日から令和7年4月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。）

イ 交付方法

電子メールによる交付する。

交付を希望する者は、「説明書等交付申請書」に必要事項を記載の上、(1)へ提出すること。「説明書等交付申請書」は、以下札幌開発建設部ホームページを参照すること。

https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/keiyaku_kikaku/kluhh4000000hig7.html

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和7年4月9日12時00分 上記(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）によること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無

ヒアリングは実施しない。

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。